

○佐藤ゆかり君 ありがとうございます。これ私の質疑を終わります。

○委員長(水岡俊一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、秋野公造君が委員を辞任され、その補欠として新妻秀規君が選任されました。

○堀井巖君 自由民主党の堀井巖でございます。本日は、内閣委員会にて質問の機会を得られましたことを大変光栄に存じ、感謝を申し上げます。国家公務員制度改革についてこれまで何度も議論がなされましたが、頓挫を繰り返しました。しかしながら、今般成案がまとめられ、衆議院で可決をされ、今般議院で審議が行われるに至っております。これまでの稲田大臣のリーダーシップ、そして政務三役の皆さん、関係職員の方々の尽力に心から敬意を表したいと思います。非常に重要な問題ですから、これは様々な意見、与野党内、あるいは与党の中、あるいは政府部内でもあったろうと思います。その中で御尽力に心から敬意を表します。

中で、時間もございませんので、私は、労働基本権問題について質問したいというふうに思います。

国家公務員制度改革において、仮にこの自律的労務関係制度措置、すなわち労働基本権の回復という言葉を使われる方もいらっしゃいます。具体的には、端的に言えば、労働協約締結権を付与するというこのことについては、今の日本のこの法制あるいはこの基本法の中では地方公務員にも同様の措置がなされるということが予想されるわけでありませぬ。

すなわち、三十万人弱の国家公務員、非現の国家公務員のみならず、二百万の地方公務員にも当然これ影響してくるということで、国、地方を通じた公務員制度全体の中でどのような変化が生じていくのかというのを考えることが重要であるというふうに思います。

付言するならば、地方公共団体、今七百餘ございますが、そちらではもう既に国以上に労務交渉が行われ、その中で、真摯な交渉の中で給与決定あるいは勤務条件の決定も相当程度行われているという、そのことも実態としてあるわけがございます。

このことに関して、労働協約締結権の付与に関して、まず地方団体の方の使用者側からは、この懸念の聲が一律に示されています。すなわち、労働側に権限を付与するわけですから労働側が強くなるということ、本場に円滑な労務交渉結果がまとまるのかという懸念もござります。

また、労働の方は、もちろんこれは権限を付与してもらう、これは好意的な意見も多いかと思えますが、一部には、人事院勧告やあるいは人事委員会の勧告という国民に一定の理解を得ているものを横に置いて、労務の交渉で決まったことでの理解や納得が住民の方に果たして得られるのだろうか、ひよつとしたらその水準や仕組みについてもどうなんだろうか、理解得られるのだろうか、このような心配の声も私も直接耳にしたところがございます。

また、住民、国民の方からは、やはりこの公務員の給与を中心とした勤務条件については様々な厳しい御批判があることも事実でございます。多くの団体においては労務交渉、真摯に行われていますけれども、一部の団体においては、やはりその交渉の結果として例えばいわゆるわたり等の不適正な運用が行われ、批判を受けてきたという、こういう経緯もござります。

私は、なぜこれ前進しないのか、一番のポイントには国民のやっぱり理解を得られていないということだろうと私は思っています。今、労務交渉の中で、要するに今一定の信頼と理解を得られている、支持も得られているこの人事院勧告だとかあるいは人事委員会の勧告というのをやめて、労務で交渉して、しかもその労働側に労働協約締結権を付与するということが、今の給与決定以上によ

り一層国民の信頼と納得を得られるような結果をもたらすのかということについてのまだまだ国民の理解が得られていないだろうというふうに思っています。私は、まず、今でも労務交渉が行われている、この現在の労務交渉が国民の十分な理解と支持を得られると、よし、じゃ、その次に自律的労務関係制度の措置ということもいいじゃないかと、こういう話もあり得るかもしれない、まだそれに至っていないんではないかというふうに私は思うわけでありませぬ。

この自律的労務関係制度の措置については、私は慎重に検討していくことが必要だというふうに考えておりますが、これまでも、大臣もその点、慎重に検討していくということをお述べになつておられました、私も全く同感であります。改めて御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(稲田朋美君) 先生が御指摘になりました地方公務員の労働基本権の問題につきましましては、改革基本法附則第二条で、「国家公務員の労働関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。」というふうに定められております。

民主党政権では、平成二十三年六月に国家公務員制度改革関連四法案が提出されたことを受け、地方公務員の自律的労務関係制度について、全国知事会を始め地方六団体から、地方の特性や多様な性が考慮されず国家公務員の制度を基本とする制度設計となつていくとの問題や、いまだ議論が尽くされていないとの意見が示されたことは承知をいたしております。

また、私が昨年開催をいたしました意見交換会でも、有識者又は実務者から、国家公務員の制度が地方公務員の制度に与える影響について十分に配慮すべきなどの意見もいただいているところでありませぬ。

何度も答弁しておりますが、この問題、多岐にわたる課題があり、引き続き慎重に検討する必要があります。その際、地方公務員制度に与える影響など、地方自治体の懸念についても十分に配慮をし

ていかなければならぬと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

地方公務員に対する視座もお持ちの中で御検討いただける、大変感謝を申し上げます。

次に、じゃ現行制度の下でどのように勤労者である公務員の権利をしっかりと守っていくのか、私は代償措置、これ非常に重要だというふうに思うわけでございます。

歴代内閣、殊に自民党政権、そして今のこの自公政権は一貫して人事院勧告等に見られる労働基本権制約の代償措置、これをしっかりと尊重していくという姿勢を保つてまいりました。ところが、労働側の一部からは、これはちよつと私、最初はよく分からなかつたんですけど、例えば人事院勧告でも、余りこれはそこに立脚しない方がいいんじゃないかという意見があったり、あるいは今回も、級別定数の人事院による意見の申出についても、その部分についての努力をできるだけ限定的にした方がいんじゃないかというふうな思いの意見も一部見られるというふうに私は感じております。

恐らく、自律的労務関係制度を措置してほしいという立場からすれば、政府が、こういう代償措置の部分について内閣が責任持たないよ、尊重しないよということであれば、やはり基本権を措置して労務交渉で決めていくしかないんじゃないかという流れになつていくという、恐らくそのような考え方も中にはあるのではないかと。これは私がそのように推察しているわけでありませぬが、いずれにしても、現行制度の下でしっかりと基本権制約の代償措置を守っていく、人事院勧告あるいは今回の級別定数に係る人事院の意見、これを尊重していくというこの基本姿勢が変わりがないかどうか、端的に大臣にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(稲田朋美君) 今、憲法二十八条の勤労者の中に公務員が含まれており、この代償措置、人事院の担う代償措置の機能というのは憲法上の要請でもあるというふうに考えております。であ

りますから、人事院が引き続き担う労働基本権制約の代償機能の重要性については、引き続き政府としてその重要性を認識をして運用していくべきであるというふうに考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

人事院総裁お見えてございますので、今度は、勧告なり代償機能を発揮する立場として、その重要性についての御認識、お伺いしたいと思います。○政府特別補佐人(原恒雄君) 人事院勧告制度につきましては、最高裁の判例でも述べられているように、憲法上保障された労働基本権制約の代償措置でございます。公務員にとつて適正な給与等を保障するための重要な制度であるところでございます。公務員の給与改定は勧告に基づいて行われる必要があるというふうに考えてござい

ます。政府におきましても、人事院勧告について、現在、ただいまお答えがございましたが、労働基本権が制約されている現行制度においては人事院勧告制度を尊重することが基本であるという考え方に立つてその取扱いを決定していただいているところでございます。

今般の級別定数に関する意見につきましては、級別定数は勤務条件の側面を持つものでございまして、労働基本権制約の下におきましてはこれまでと同様に代償機能が確保される必要があります。人事院の意見は労働基本権制約の代償機能として位置付けられる重要な機能でございますので、法律上十分尊重されることとされており、その運用におきましても、人事院が提出する意見に基づきまして内閣人事局がそれに基づいて設定、改定を行うことが基本になるものと考えているところでございます。こういった形により代償機能が確保されることになると考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

これから新制度が導入されましたら、人事院の役割というの、例えばこの級別定数については、これまで決定をされてこられた立場から今般は意見

見を述べる立場に変わるわけでありまして。しかしながら、私は、この新しい制度が円滑に国民に信頼される制度としてきちんと機能していくために、人事院におかれても新しいこの制度の下でしっかりとした役割を果たしていただきたいと、このように期待するものでございます。

私、級別定数というのは、公務員をしているときに級別定数を見たことがございます。ざあっと数字が羅列してあるようなものだったというふうに記憶をいたしております。

例えば、給与の勧告の場合でも、給料表だけをばつと見せるわけじゃなくて、そこにあるきちんと考え方をしっかりと書かれて、内閣総理大臣始め国会に対してもしっかりと丁寧な考え方を説明しておられて、説明責任を果たしておられるというふうに思っておりますけれども、今般のこの意見の有無につきまして、今まで決定する立場です。それから数字だけで各省に、はいと、こういうことでのいいのかもしれないけれども、これは内閣総理大臣が判断をさせていただくことになりまして、また、これは内閣総理大臣だけではなくて国会あるいは国民も、ああ、これは代償機能がきちんと発揮されていると、勤労者である国家公務員に対してはもそうであると思っておりますけれども、そういったことが極めて重要であるというふうに私は思うわけでありまして。

改めて人事院総裁にお伺いしたいんですけれども、とにかく、この今般の新しい役割におかれまして、これまで人事院勧告等で培ってこられたような工夫等も生かしながら、丁寧で分かりやすく、様々な各方面にもその考え方がきちんと分かるような形でその意見を申し述べていただければと期待いたしますが、いかがでございますでしょうか。

○政府特別補佐人(原恒雄君) 今回の法案におきまして、級別定数の設定、改定に係る機能は内閣人事局に移管されることとなります。労働基本権制約の下におきまして、これまでと同様、代償機能が確保される必要がございます。人事院といった

しましては、代償機能を確保すべく、運用を含めてその役割を十全に発揮してまいりたいと考えているところでございます。

級別定数の改定、設定に当たりまして、御質問にありましたように数字の羅列でございまして膨大な資料になってございますが、これまで人事院は毎年、定数改定の方針や改定の考え方を各府省にお示ししてきたところでございまして、今後とも、級別定数の設定、改定案を策定し、意見として提出するに当たりまして、その考え方を各方面にお示ししてまいりたいと考えている次第でございます。よろしくお願いたします。

○堀井巖君 間もなくこの新しい公務員制度がこれから導入されていくことが期待されるわけですが、私も、私はこの新しい制度が、結局、制度を運用するのは人でありまして、人の知恵と努力によつて、国民に信頼される、また公務員にも信頼、支持をされる素晴らしい制度になるように、是非とも引き続きの御努力をお願いしたいと思っております。

特にこの人事権、これは組織マネジメントを行う上での私は最大の権力と言つてもいいかと思つてます。六百人という数字を、六百人の人事が一元で行われると聞いたときに霞が関の方でも多分そこはかたない不安があったことも、私は今でもあつても事実だろうというふうに思っています。

これは決して何も、霞が関の職員の方々が各省別人事、縦割り人事を統括してほしいとか、その次元で捉えているのではなくて、やはり日本の公務員制度、特に人事に関しては情実人事というものをできる限り排して、政治的な中立性ですとか公正性というものを担保しながらやってきたという、一人一人の中にもやつぱり誇りと自信があるんだと思つてます。これまで政権交代も日本は経験しましたので、それと違って中々この公務員の官僚組織というのは、円滑にしっかりとそれぞの時の政権を支えながら、また継続性もしっかりと担保しながら仕事をしてきたというところがあつたんだと思つてます。

先日、参議院の国の統治機構に関する調査会で、参考人でありました石原信雄参考人にそのことについて、六百人の人事についての要諦を私が尋ねましたところ、それぞれの省庁の意見を十分に参考にしていただきたい、あるいは、もうぐれぐれも思い付いて行われることがあつてはならない、官僚諸君が国政に全力で取り組むことができないような環境をつくるということがどの内閣にとつても重要なことだ、信頼関係が失われぬようにしてほしい、これはもう十分御理解をいただいた上で今こまごまで進めていただいていると思つておりますけれども、そういった先人の方々の声をしっかりとこれはみんな受け止めながら、みんながいい制度にしていくということが重要だというふうに私は思っております。

これ通告していませんけど、もし感想がございましたら大臣に一言お願をして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(稲田朋美君) 今議員が御指摘になつたように、この公務員制度改革については、先人の議論の積み重ねの上に、またその理念の下に今回改革法案を提出するわけですが、その入れ物を作つてもその中に魂が入らないと、またその理念に合った運用がなされないとせっかくの改革も無駄になると思つてますので、今国会で委員の先生方からいただいた議論をきちんと生かして制度を運用してまいりたいというふうに思つております。

○堀井巖君 ありがとうございます。終わります。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。

稲田大臣に御質問をさせていただきます。

今般の国家公務員制度改革は、人事管理を通じて官僚の縦割りの意識を排除しようとするものがあるというふうに私は捉えております。しかし、我が国の行政組織の制度そのものに起因する問題を残したままでは、時代の変化に対応して国民のニーズに合致した行政の実現などは不可能ではな